

豊かな人間形成をめざす

生がい教育

教育相談の御案内

福島県教育センター

1. 教育相談について

- (1) 子供の望ましいあり方を考える。

最近の取り扱いケースとして、登校拒否、情緒障害及び自閉症の子供が増加しています。この子供らのためには、早期発見、早期治療がたいせつです。早目に御連絡ください。

- (2) 問題の子供のみが対象でない。

教育相談といえば、とかく問題児の診断や治療が目的で、心身障害のための指導と誤解されやすいのですが、多くの子供の健全な育成をはかるため、正常児をさらに積極的にのばす相談も含まれるのが当然です。

- (3) 子供の心と体の健康を願う。

当センターでは、子供の心や体のすこやかな成長を願って心をくわいておられる御両親や先生方に、専門の立場からお手伝いをするために教育相談を行っています。

2. 教育相談の内容について

教育相談の内容は、各県の教育センターで多少の違いはあっても、全般的に次のように分類しています。

- (1) 知能や学業に関すること。

知能の遅れや偏りがあったり、学業の面に問題があるもの。
精神薄弱児、境界線児、学業不振児、優秀児、学習態度問題児。

- (2) 性格や行動に関すること。

性格や行動上の異常や問題のあるもの。
内気、乱暴、落ち着きなし、非行、登校拒否、性的興味など。

- (3) 進路や適性に関すること。

将来の進路の選択や適性の相談に関するもの。
進学・職業適性など。

- (4) 身体や神経に関すること。

身体や感覚器管の障害および精神身体症状や精神医学的な問題をもつもの。
肢体不自由、視聴覚障害、夜尿、チック、どもり、神経症、精神病など。

- (5) 教育一般に関すること。

正常児のしつけや子供の教育などに関する積極的相談など。

3. 教育相談の対象について

教育相談の対象は、就学前幼児(4～5歳)から高校生(17～18歳)までが主になっています。今後、幼児教育や特殊教育等が重視されていくことを考えるとき、その対象も大幅になることが予想されると思います。また、教師の教育相談の方法、ケース上の問題についての相談にも応じています。

親が子供の問題で申し込まれることが多いが、相談や治療は、子供ばかりでなく親も並行して行うようになります。すなわち、親の意見もじゅうぶんお聞きしながら相談をしています。

4. 教育相談の申し込みについて

- (1) 申し込みは予約制です。

上記のような相談の希望がありましたら、お気軽に福島県教育センターにお申し込みください。予約制ですので、お申し込みによって受け付けます。

申し込みは、電話でも、手紙でも、また、来所されても結構です。

○福島県教育センターの所在地 〒960-01 福島市瀬上町五月田16

○電話 福島(0245) 53-3141 (代表)(内線 28)

○申し込みされるときは、次のことから知らせてください。

- 氏名
- 性別
- 生年月日
- 学校種別、学年
- 連絡先(電話番号等)
- 住所
- 申し込みされる理由など

- (2) 遠いかたの場合は次の方法で。

なお遠いかたのためには、手紙や電話による相談もいたします。その折は、前記の「申し込みの内容」をお知らせいただければ結構ですが、できれば面接させていただいた方がより効果的です。